

昭和六十年十月三十日提出
質問 第四号

都市化にある土地改良区の管理する水路を都市河川一級に格上げすることに関する

質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年十月三十日

提出者 沢田 広

衆議院議長 坂田道太殿

都市化にある土地改良区の管理する水路を都市河川一級に格上げすることに関する

質問主意書

本質問に係る鴻沼水路は、埼玉県浦和市、与野市、大宮市にわたる個所で急速な都市化が進み、単に田畑のかんがい排水のみならず、一般流域千八百ヘクタールの雨水も当水路で処理し、地域住民の災害防除にも役立つところである。耕作地は、現在四百八十六ヘクタール存在し、用水の供給も行っているところである。

については、かかる地域環境の変化は全国に散在し、それぞれに問題が生じているものと考えられる。

従って、次の事項について質問する。

一 鴻沼排水路を一級河川として、管理の移管を望んでいるが、一級河川とする計画があるか。

また、それはいつ頃か明らかにされたい。

二 一級河川になる場合には、どんな条件なら可能なのか、時期、条件、施設上水路構造上現在の管理実体との関係及び今後の改修見込みについて明らかにされたい。

三 用水の供給については、どのような管理方式をとるのか明らかにされたい。

四 鴻沼用排水路沿岸の市街化抑制のために知事の行った調整区域指定は再考すべきと思うが、これについては国としてどう考えるか。

五 県の河川課から提出されている一級河川への移行の手順のとおりとすれば、末流での流量は、条件を満たすのか。また、全体的幅員拡張の必要性はあるのか。明らかにされたい。

六 鴻沼など、沿岸の調整区域に住宅が多く建設され、下水道の敷設を行ったが、雨水量の受入は、鴻沼のみでは困難になるので国を含めた関係機関で必要な分担を行うべきと考えるが、これについてはどう考えるか。

七 現在、農林漁業金融公庫より十七億円の借入れを行つて鴻沼排水路の護岸工事を施行したが、この工事は、公共のためであり、国に肩代わりはできないか。また、負担の十七年の延長は考えられないか明らかにされたい。

八 都市河川にするに当たつて、水路の現状にかんがみ、市移管でなく少なくとも県以上の移管を望んでいるので、その旨も明確にされたい。

九 鴨川改修と併せて、同一水系として扱うことは、できないかどうか明らかにされたい。

十 同地区は、荒川の水位の上昇が、水害を引き起こすものであり、荒川上流に更にダム等の貯水機能をつくり、埼玉県南部の排水に支障のないよう貯水の実現を図る必要があると思うがどう考えるか明らかにされたい。

右質問する。